

桐蔭横浜大学同窓会会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、桐蔭横浜大学同窓会という。

第2条（目的）

本会は、会員相互の親睦を厚くし、会員と桐蔭横浜大学との関係を緊密にし、桐蔭横浜大学の発展に寄与することを目的とする。

第3条（会員）

- 1 本会は、桐蔭横浜大学の卒業生により構成する。
- 2 前項の要件を満たす者は、桐蔭横浜大学を卒業した次年度の4月1日より本会の会員となる。
- 3 桐蔭横浜大学に在籍していたにもかかわらず、何らかの事情により卒業できなかった者で、本会への入会を希望する者は、役員会の承認を得て会員となることができる。

第2章 役員

第4条

- 1 本会には、次の役員を置く。
 - ① 会長 1名
 - ② 副会長 2名
 - ③ 会計 1名
 - ④ 事務局長 1名
 - ⑤ 監事 2名
- 2 監事以外の役員は、相互にこれを兼ねることができる。

第5条（選任）

- 1 会長、副会長、監事は、役員会の推薦を経て、会員の中から総会の議決により選任されるものとする。
- 2 会計、事務局長は、会員の中から会長が選任するものとする。

第6条（任務）

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長において事故や病気等により任務を遂行できない場合、会長が予め定めた順位により、その任務を代行するものとする。
- 3 会計は、本会の収支を記録し、総会において決算報告をする。
- 4 事務局長は、本会の活動に必要な事務を総括する。
- 5 監事は、本会の活動および会計を監査する。

第7条（任期）

- 1 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでの間は、その任務を行うものとする。

第8条（報酬）

役員報酬は、無償とする。

第3章 総会

第9条（招集）

- 1 総会は、定時総会および臨時総会とし、会長がこれを招集する。
- 2 定時総会は、毎年1回、桐蔭横浜大学学園祭の開催時期に合わせて開催する。
- 3 臨時総会は、次の場合に、招集する。
 - ① 役員会の決議があったとき
 - ② 会員の5分の1以上から書面で招集の請求があったとき

第10条（決議事項）

総会においては、次に掲げる事項について決議する。

- ① 事業計画および予算に関する事項
- ② 会長、副会長及び監事の選任に関する事項
- ③ 会則の変更に関する事項
- ④ その他役員会において総会において決議すべきものとした事項

第11条（議事）

- 1 総会においては、会長が議長となる。
- 2 総会の議事は、議長を除く出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議決権は、代理人によってこれを行使することができる。ただし、代理人は会員でなければならない。
- 4 議事録は、会長の指名する役員が作成し、出席役員2名の署名を得た後、これを保管する。

第4章 役員会

第12条（招集）

会長は、少なくとも毎年1回、役員会を招集する。

第13条（決議事項）

役員会においては、次に掲げる事項について決議する。

- ① 第3条第3項に関する事項
- ② 本会の事業の遂行に関する事項
- ③ 総会における議題に関する事項
- ④ その他本会の運営に関する事項

第14条（議事）

- 1 役員会においては、会長が議長となる。
- 2 役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議事録は、会長の指名する役員が作成し、出席役員2名の署名を得た後、これを保管する。

第5章 会計

第15条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条（会費）

- 1 本会会員は、桐蔭横浜大学入学時に入会金として5,000円、同窓会費として1万円を納入する。
- 2 入会金及び同窓会費は、返金しないものとする。

第17条（支出）

本会の運営に必要な経費は、本会名義の預金口座を通じて、会長がこれを支出する。但し、会長は、桐蔭横浜大学職員にその事務処理を委任することができる。

第6章 付則

第18条（施行）

本会則は、平成25年4月1日から施行する。